

関税定率法第十四条第三号の規定に基き、団体又は基金その他これらに準ずるものを指定する件

昭和三十四年二月二十六日大蔵省告示第三十八号

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第三号の規定に基き、次の基金を指定する。

（名称）

ヘルムス体育財団

（所在地）

アメリカ合衆国カリフォルニア
州ロスアンゼルス市